

青森県菊芋協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「青森県菊芋協会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、青森県産キクイモの生産、これを活用した食品等の開発、発信、普及、消費の推進及び機能性研究を進めることで、会員の経済的地位の向上を図り、糖尿病死亡率が全国平均より高水準にある青森県の健康増進に貢献し、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) キクイモ活用型食品の開発及び需要開拓
- (2) キクイモの機能性の研究開発
- (3) 本会会員向けの学習会の開催
- (4) 本会会員の相互交流の機会創出
- (5) 青森県産キクイモに関する調査・研究・提言
- (6) その他目的を達成するために必要なこと

第2章 会員

(資格)

第4条 本会の会員は、原則として青森県内に在住し、第2条に規定する目的に賛同する企業・団体又は個人とする。

(会員の種類)

第5条 会員の種類は以下のとおりとする。

1) 正会員

青森県産キクイモの生産、加工、販売を行う団体又は個人

2) 賛助会員

正会員以外の分野で第2条に規定する目的に賛同する団体又は個人会員

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出する。

(退会)

第7条 会員が本会を退会する場合は、退会届を会長に提出する。ただし、事務局からの連絡が不通となった場合には、退会届の提出の有無にかかわらず、退会したものとみなすことが出来るものとする。

(除名)

第8条 本会の名誉を損し、又は第2条の趣旨に反する行為や本会事業において宗教

的・政治的な目的による活動等を行った者は、理事会の議決により除名することができる。

第3章 役 職

(種別及び選任)

第9条 本会を円滑に推進するため、次の役職を設置する。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 理事(会長、副会長を含む)若干名
- 2 理事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

(職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長に事故等のあるとき、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、本会活動の執行を決定する。

(任期)

- 第11条 会長、副会長、理事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補充により就任した理事の任期は、前者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長、理事は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

第4章 会 議

(種別)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第13条 総会は会員を以て構成する。
- 2 理事会は、理事を以て構成する。
- 3 会長は、本会を効率的に運営し、かつ専門的事項を調査検討するため、必要に応じて検討チームを設置、顧問の委嘱を行うことができる。

(権能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会則の改正
 - (2) 事業報告、収支決算の報告
 - (3) 事業計画、収支予算の策定
 - (4) 理事の選任
 - (5) その他、本会運営において必要と認めた重要事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない本会活動の執行に関する事項

(開催)

第 15 条 総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の半数以上が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 17 条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 18 条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。ただし、第 7、8 条の退会、除名については、出席した理事の 3 分の 2 の同意をもって決するところとする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第 5 章 会 計

(会費)

第 19 条 会費は、総会において定める。ただし、補助事業等を実施した場合の本会自己負担額については、会員間で応分の負担を行う。

第 6 章 雑 則

(事務局)

第 20 条 会務を処理するため、本会の事務局は、有限会社柏崎青果内に置く。

(委任)

第 21 条 会則に定めるものの他、必要な事項は理事会の議決を得て別に定める。

附 則

1. この会則は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

2. 第 9 条第 3 項の規定に関わらず、設立当初の会長、副会長は設立総会において定める。

様式1〔加入申込書〕*記載例

令和 3年 6月28日

青森県菊芋協会
会長

殿

住 所 青森市本町二丁目9番17号

企業/団体名 農業(個人)

代表者職氏名 青 森 一 郎 (印)

加 入 申 込 書

この度、貴会の会則を承諾し、下記により貴会へ加入致したく申し上げます。

記

1. 本社所在地 青森市本町二丁目9番17号

2. 連絡先 ☎ 017-123-4567

メールアドレス aomori-ichiro@aomori.com

3. 事業内容 農業生産(コメ、りんご、キクイモ)

4. キクイモとの関わり 3年前から生産(10a)

*令和3年度の会費は 年額10,000円です。

宛先 〒039-2127 青森県上北郡おいらせ町木崎158番地 柏崎青果内

FAX: 0178-56-5432 メール: info@aomori96229.jp

様式1〔加入申込書〕

令和 年 月 日

青森県菊芋協会
会長

殿

住 所

企業／団体名

代表者職氏名

⑩

加 入 申 込 書

この度、貴会の会則を承諾し、下記により貴会へ加入致したく申し上げます。

記

1. 本社所在地

2. 連絡先 ☎

メールアドレス

3. 事業内容

4. キクイモとの関わり

*令和3年度の会費は 年額10,000円です。

宛先 〒039-2127 青森県上北郡おいらせ町木崎 158 番地 柏崎青果内

FAX : 0178-56-5432 メール : info@aomori96229.jp